弁済能力比率等の推移



協会の業務の健全性を判断するための自主基準

事 項	指標
(1) 保証債務の弁済能力の充実の状況が適当 であるかどうかの基準に係る弁済能力比率	概ね500%を下回らない水準 を確保
(2)経営の健全性を確保するための財務等の 基準	
① 基金 (出資金、交付金、繰入金) 保有額	保証残高増加見合額を造成
② 準備金保有額	基準日現在の保有額以上を目標 とし、毎事業年度の剰余金は全 額積立
③ 経常損益	経常損益の均衡を維持

(3) 予防的な措置

上記指標を基準とするが、弁済能力比率が400%以下になると見込まれる場合には、速やかに必要な経営改善措置を予防的に講じるものとする。